

(1) 伯耆町空家除却補助金(仮称: 予定)について

安心・安全な住環境づくりを促進するため、伯耆町では、平成28年度から老朽化した危険な空き家住宅の除却について、除却費の一部を補助するよう検討しています。

1. 対象となる建築物

次の①～⑤をすべて満たす建築物が対象となります。

- ① 伯耆町内に存在する建築物
 - ② 空き家(使用している者がいない)であること
 - ③ 過半が住宅として使用されていた建築物
 - ④ 周囲に悪影響を及ぼしている、又は及ぼす恐れのあるもの(危険度判定)
 - ⑤ 構造の腐朽又は破損などにより、著しく危険性のあるもの(危険度判定)
- ※危険度判定については鳥取県の定める特定空家等判定基準例に基づき判定

2. 補助の内容

(1) 集落活用タイプ

集落において集落用施設用地(例: 駐車場、防災避難用空地、公園、道路)等として活用するため、老朽化した危険な空き家住宅を除却する場合に、除却費用を補助するもの

◆補助割合 10/10 (上限1,200千円)

◆補助対象者 集落

◆留意事項 事業完了後の所有者は集落とすること。
(もしくは長期貸借契約等実施)

◆事業実施主体 集落(所有権の移転、長期貸借契約等、工事实施)

※事業完了後の用地の管理等については集落で行っていただきます。

※他の権利者(抵当権設定者など)からの同意を得ることができない場合は、対象となりません。

(2) 個人除却タイプ

集落からの要請により個人(所有者)が行う老朽化による危険空き家の除却に対し、除却費用の一部を補助するもの。

◆補助割合 1/2 (上限600千円)

◆補助対象者 個人(所有者)

◆留意事項 集落から個人(所有者)へ除却を要請した場合に限ります。
(確認様式添付予定)

◆事業実施主体 個人(工事实施)

※事業完了後の用地の管理等については、引き続き個人が行います。

※税金等の滞納がある方、暴力団関係者の方及び他の権利者(抵当権設定者など)からの同意を得ることができない方は、対象となりません。